

確認書類が必要な項目一覧（コンサル）

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)における技術・社会貢献評価項目のうち、次の13～20の項目について、加点の要件及び確認書類を記載しています。

要件に該当する場合は、「技術・社会貢献評価項目に関する状況報告書（中間年様式2）」に次の確認書類を添付して提出してください。

13	ひょうごの土木技術活用システム等登録 ※新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている場合。
14	災害応急対策業務(協定等) ※兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍に該当する場合
15	障害者雇用
16	ISO9001認証取得
17	ISO14001又はエコアクション21認証取得
18	CPD（継続学習制度）単位取得者在籍
19	刑務所出所者等の雇用
20	建設業暴力追放活動

※「5 ユニバーサル社会づくりへの参画」のうち「補装具（重度障害者用意思伝達装置）を使用する重度肢体不自由者等の雇用」による実績がある場合は、兵庫県産業労働部能力開発課への報告が必要です。

報告が無い場合は、加点出来ません。（詳細は能力開発課のホームページをご覧ください。） URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyusatsu.html>

13 ひょうごの土木技術活用システム等登録

（「ひょうごの土木技術活用システム等登録」のうち新技術情報提供システム(NETIS)の登録で加点希望をする場合）

【要件】

県内に本社（店）等を有する業者であって、中間年の名簿更新の申請日（以下「申請日」という。）現在、自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている場合

※ 上記の要件を満たしていれば、県外の技術開発センター等で開発された技術や、共同研究により開発された技術についても、加点の対象とします。

【確認書類】

次の①又は②のいずれかを提出してください。

- ① 公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」の写し及び「NETIS登録のお知らせ」の写し
- ② NETIS登録番号、登録年月日及び開発会社が確認できるウェブページの写し

14 災害応急対策業務（協定等）

（「災害応急対策業務」のうち被災建築物応急危険度判定士の在籍で加点希望をする場合）

【要件】

兵庫県において被災建築物応急危険度判定士として登録している者が、申請日現在で在籍している場合

【確認書類】

次の①及び②を、A4サイズの用紙1枚に収まるようにコピーして提出してください。

- ① 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し
- ② 当該登録者と申請者との雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

15 障害者雇用

（障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務がある場合）

【要件】

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況の報告義務があり、公共職業安定所に提出した令和6年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の⑫計の欄に1人以上の人数の記載がある場合

※ 障害者雇用が義務となる対象事業者は、雇用する常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が40人以上の事業主が対象になります。

詳細は、主たる営業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。

【確認書類】

公共職業安定所に提出した令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（様式第6号）（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し

（※受付印がない場合は、その理由を記載した付箋等を貼り付けておいてください。）

※ 上記報告義務がなく、申請日現在、障害者を雇用している場合は、「技術・社会貢献評価数値に関する状況報告書（中間年様式2）」のみを提出してください。（確認書類の提出は必要ありません。）

16 ISO9001認証取得

【要件】

申請日現在、「営業所調書（コンサル）」に記載された本社（店）、支店、営業所等の全てが、審査登録機関から認証を受けている場合

【確認書類】

当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

(注1) 名簿の営業所調書に記載の本社（店）、支店、営業所等の全てが認証を受けていることが必要です。確認できない場合は、加点を行いません。

(注2) 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。

認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

17 ISO14001又はエコアクション21認証取得

【要件】

申請日現在、「営業所調書（コンサル）」に記載された本社（店）、支店、営業所等の全てが、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) ISO14001について、審査登録機関から認証を受けている場合
- (2) エコアクション21について、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けている場合

【確認書類】

当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

- (注1) 名簿の営業所調書に記載の本社（店）、支店、営業所等の全てが認証を受けていることが必要です。確認できない場合は、加点を行いません。
- (注2) 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。
認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。
- (注3) エコアクション21地域事務局判定委員会の開催日及び判定結果の送付日が入札参加資格審査申請日以前であり、判定結果が「認証・登録を推薦」とされたものについては、当該判定結果の写しをもって、認証・登録証の写しに代えることができます。
- (注4) (1)と(2)の重複加点は行いません。

18 CPD（継続学習制度）単位取得者在籍

【要件】

令和2年4月1日から令和7年3月31日までに次の希望する各業務に対応する要件に該当する単位等を取得した職員を申請日現在在籍させている場合

希望する業務	【業務別要件】	【確認書類】
測量業務	測量系CPD協議会（事務局：公益社団法人日本測量協会）が実施している測量継続教育（CPD）制度について、学習履歴を20ポイント以上取得している職員が在籍していること。	測量CPD学習履歴証明書
設計・監理業務	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育／職能開発）情報提供制度における学習履歴を、50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）が在籍していること。	建築CPD実績証明書
建設コンサルタント業務	一般社団法人建設コンサルタント協会が実施している建設コンサルタント協会CPD制度について、学習履歴を50CPD単位以上取得している職員が在籍していること。	CPD記録証明書

- (注1) 要件にかかる単位等の取得については、令和2年4月1日から令和7年3月31までの間に1人の職員が取得した単位数で、複数人の取得分の合計は認めません。
- (注2) 希望業務ごとに要件に該当している場合は、各業務に1名分の証明書を提出してください。
- (注3) 証明書の証明年月日が、申請日以前3ヶ月より前の場合は、その該当する職員の雇用関係が確認できる書類の写し（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書）、監理技術者資格証など）（該当する職員1名分）を併せて提出してください。
- (注4) 証明書の証明年月日が、申請日以前3ヶ月より前の場合は、その該当する職員の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））（該当する職員1名分）を併せて提出してください。

(注5) 証明書は上記のもののみとし、写しは可です。講習会受講証、インターネットでの会員情報照会のハードコピ一等は不可です。

19 刑務所出所者等の雇用

雇用形態	【要件】 (1)～(4)のいずれかに該当する場合	【確認書類】
直接雇用	<p>(1) 刑務所出所者等（注1）を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に3か月以上雇用した場合</p> <p>(2) 保護観察対象者等（注2）を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に3か月以上雇用した場合</p>	<p>(1) 【刑務所出所者等雇用の場合】</p> <p>① コレワークを通じた雇用の場合（アイとも必要）</p> <p>ア 所管の矯正管区長が実績を証明した「矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」（様式7）</p> <p>イ 誓約書（様式8）</p> <p>② コレワークを通じていない雇用の場合</p> <p>ア 誓約書（様式8）</p> <p>(2) 【保護観察対象者等雇用の場合】</p> <p>① 神戸保護観察所長がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」（様式9）</p>

(注1) 「刑務所出所者等」とは次のいずれかの者をいいます。

- ア 刑事施設を出所した日から2年を経過しない者
イ 少年院を出院した日から2年を経過しない者

(注2) 「保護観察対象者等」とは、次のいずれかの者をいいます。

- ア 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者
イ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者
ウ 上記ア又はイのそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者

20 建設業暴力追放活動

【要件】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、次の(1)又は(2)いずれかの建設業暴力追放活動に係る講習会等を受講した場合

- (1) 事業所の所在地を管轄する警察署に「不当要求防止責任者選任届出書」を提出し、公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会を受講した場合
(2) 兵庫県建設業暴力追放協議会の会員で、当該協議会が実施する研修会等に参加した場合

【確認書類】

- (1) 要件(1)の場合
兵庫県公安委員会から交付された不当要求防止責任者講習の受講修了書（写し）
(2) 要件(2)の場合
兵庫県建設業暴力追放協議会が実施する研修会等の受講修了証等（写し）